

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年1月22日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年2月2日から同月22日まで縦覧に供する。

令和3年1月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 原地区	善通寺市産業振興部 農林課
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 買田池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 三本木地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 岡地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 下西原地区	〃
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 下新開地区	坂出市建設経済部 産業課
坂出市江尻土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 上井出筋地区	〃